

職員配置の柔軟化（常勤換算方法）について（案）

1 職員配置の原則

専門職の職員配置については、常勤職員の配置が原則となります。しかし、地域包括支援センターにおける人材の確保が困難となっていることを鑑み、下記の実施条件に適合する場合、例外として常勤換算方法による職員配置を認めるものです。常勤換算方法による職員配置の実施後においても、常勤職員の配置を見据えた人材の確保に努めてください。

2 実施条件

- (1) 常勤職員を配置することが著しく困難であること
※公共職業安定所等にて少なくとも2か月は求人を行うこと
- (2) 配置される職員の過半数は常勤職員であること
- (3) 配置される1人目の3職種すべてが常勤職員であること
- (4) 常勤職員1名分を職員配置の柔軟化（常勤換算方法）により配置する場合、配置する非常勤職員は3名以内とし、職種は問わないが非常勤職員の職種は同一とすること
- (5) 常勤換算数が1.0以上であること
- (6) 常勤換算方法による配置は当該年度を限度とすること
※次年度も継続する場合、実施条件への適合について再度確認を行う。

3 常勤換算方法

非常勤職員の勤務延時間数を、常勤職員が勤務すべき時間数で除すことにより、非常勤職員の員数を常勤職員の員数に換算する方法を指します。

【計算式】

$$1 \text{ か月の非常勤職員の勤務延時間数} \div 1 \text{ か月に常勤職員が勤務すべき時間数} = \text{常勤換算数}$$

(※常勤換算数は、小数点以下第2位を切り上げ、小数点以下第1位までで算出)

【計算例】 1 か月に常勤職員が勤務すべき時間数が 160 時間（月 20 日）の場合

1 か月 96 時間（月 12 日）の非常勤職員 A と 1 か月 64 時間（月 8 日）の非常勤職員 B の常勤換算数は、

$$(96 \text{ 時間} + 64 \text{ 時間}) \div 160 \text{ 時間} = 1.0$$

4 留意事項

所長兼管理者について常勤換算方法による配置は認められません。

5 適用可否

常勤換算方法の適用について、実施条件をすべて満たす場合、枚方市地域包括支援センター運営等審議会が必要と認めたものとして適用することとします。